

令和8年度就学援助費支給項目・単価

要保護者		⑤修学旅行費、⑦医療費
準要保護者	本市の区域内に住所を有し、甲州市立の小学校又は中学校に在籍する児童・生徒の準要保護者	①学用品費～⑦医療費
	本市の区域内に住所を有し、市外の公立小学校又は中学校に在籍する児童・生徒の準要保護者	①学用品費～⑤修学旅行費及び⑦医療費
	本市の区域外に住所を有し、甲州市立の小中学校に在籍する児童・生徒の準要保護者	⑥学校給食費

別表１（第３条関係）

※国庫補助金要保護児童生徒援助費補助金の予算単価に準じる。

区 分	小学校	中学校	支給時期等
① 学用品費	11,630 円 (年額)	22,730 円 (年額)	7 月、3 月に年額を分けて支給
②通学用品費 (第1学年を除く)	2,270 円 (年額)	2,270 円 (年額)	7 月、3 月に年額を分けて支給
③校外活動費 (宿泊を伴うもの)	実費のうち 対象経費 (上限 11,320 円)	実費のうち 対象経費 (上限 16,460 円)	実施した期末(7 月又は 3 月)に 支給
④新入学児童生徒 学用品費等	64,300 円 (年額)	81,000 円 (年額)	7 月に支給
⑤修学旅行費	実費	実費	実施した期末(7 月又は 3 月)に 支給
⑥学校給食費	実費	実費	令和 3 年度より学校給食費無 償化のため支給なし。
⑦医療費 (学校病該当者のみ)	実費	実費	医療券発行